

四水営第 425 号

平成 17 年 9 月 21 日

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者 各位

四日市市上下水道局

水道技術管理者

給水装置工事における「耐圧試験」の取扱いについて

給水装置工事の竣工検査における「耐圧試験」の試験水圧及び保持時間につきましては、次のように取扱っていただきたく通知します。

記

1. 新設工事において

①メータ止水栓以降の給水装置を設置する場合

1.75Mpa を 1 分間保持できること

②集合住宅等で、敷地内に敷設する共同管の場合

0.74Mpa（高圧地区では 0.98Mpa）を 15 分間保持できること

③開発に伴い、給水工事として開発区域内の道路敷地に敷設される $\phi 40\text{mm}$

以上の管の場合

0.74Mpa（高圧地区では 0.98Mpa）を 15 分間保持できること

2. 増設、変更工事において

①メータ以降の給水装置を設置する場合

1.75Mpa を 1 分間保持できること

②既存の給水装置を、一部増設あるいは変更する場合

0.74Mpa（高圧地区では 0.98Mpa）を 15 分間保持できること

3. 施行日・・・平成 17 年 10 月 1 日

参考：高圧地区とは、常圧が 0.6Mpa 以上の区域をいう。